

埼玉県介護支援専門員協会設立趣意書

介護保険法が施行され、1年が経過しようとしています。制度運用のキーパーソンとなる介護支援専門員に求められているものは大きく、介護サービスを総合的・一体的・効率的に提供し、介護保険法の理念である「利用者本位」「自立支援」を実現する上で重要な義務を担っています。

しかし、大きな期待を担っている介護支援専門員のすべてがケアマネージメントに習熟しているわけではなく、また、さまざまな職種が基盤となっている介護支援専門員にとって、継続的な合同研修の機会と自己研鑽は必要不可欠と考えられます。

そこで、県内の介護支援専門員を組織化した「埼玉県介護支援専門員協会」を設立し関連情報を収集・管理・提供することにより共有化し、また、研修会の開催等により、介護支援専門員の資質や職業倫理の向上を図ることでその職務の遂行を支援し、公正、中立、利用者本位の立場から要介護者等やその家族の生活の質を高め、ノーマライゼーションの理念のもと、県民の保健・医療・福祉に寄与できることを目的とした組織づくりをめざします。

平成13年3月13日

介護支援専門員協会設立準備委員会